

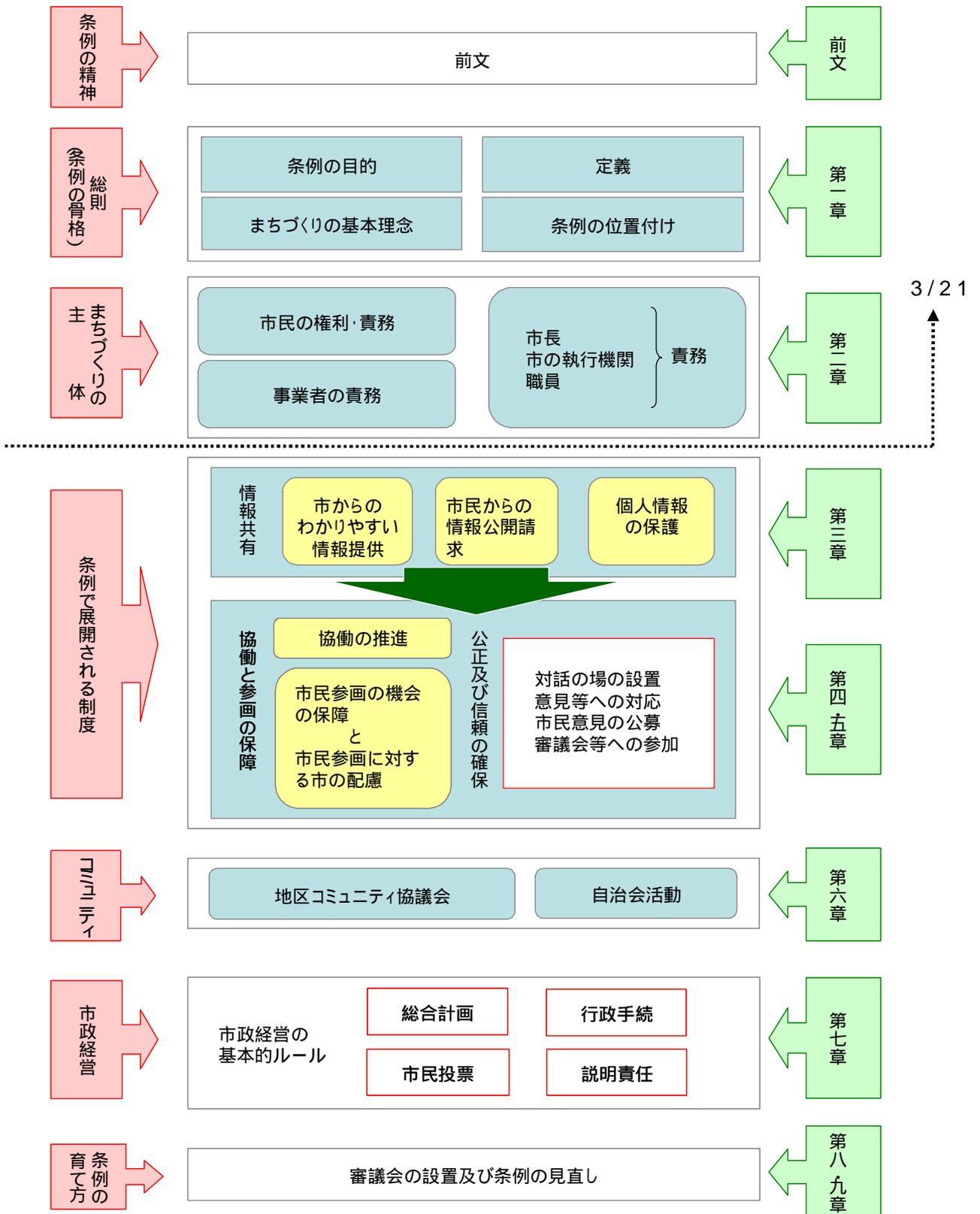
薩摩川内市自治基本条例 原案 (解説・論点)

前文 ~ 第 2 章



薩摩川内市 企画政策部 企画政策課

薩摩川内市自治基本条例 原案の構成



前文

私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた1市4町4村が合併し、平成16年10月に誕生したまちです。

合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。

これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが必要です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが次世代まで「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

何故、この条例が必要なのか社会的背景を明示した。

そのためには、市民と市がそれぞれ対等な立場で、まちづくりの主体であることを自覚し、自らが持つ権利と責務の下、協働のまちづくりを推進し、住民自治を実現していくことが必要です。

まちづくりを行う際の市民と市の基本姿勢を明示した。

これらを踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。

条例に盛り込む内容を明示した。

< 論点 >

- 1 前文は、「です・ます調」か「である調」か。
- 2 市民憲章の内容を踏まえているか。

< 条文の解説 >

本市は、市町村合併を行い誕生した新しい「まち」であることから、旧市町村の垣根を越えて、新しいまちの市民として、お互いを尊重しながら理解し合い、力を合わせて「薩摩川内市」の発展に取り組む必要があります。

そのためには、市民と市が信頼関係を深め、同じ方向を向いて協力し、行動していく（＝協働）ことが大切です。そして、そのような活動を通じ、住民自治を実現していくことが、今後の薩摩川内市を考える上で、とても大切なことだと思えます。

この条例は、住民自治を実現するために必要な自治の仕組み、まちづくりの基本理念を明らかにするために制定します。そして、最終的に本市が「明るく豊かなまち」となることを目標としています。

< 用語の解説 >

【前 文】 前文は、普通、条例にはありません。

しかし、「自治基本条例」が、何故必要で、どういうことが目的で、どういうことが書かれている条例なのかを、条文に入る前に分かって欲しい。また、本条例は、その内容が市政全般にわたるため、運用に疑義も生じやすく、そうした場合の各条項の解釈基準として用いるために「前文」を本条例に規定することとしました。

- 【住民自治】 市町村地域のことは，市民の参加を得て，市民の意思に基づき，その責任において処理することを指します。
- 【市民憲章】 「明るく豊かなまちをつくる」というまちづくりの目標とわたしたちの行動規範を述べたものです。

薩摩川内市民憲章（平成17年1月1日制定）

美しい自然と，古い歴史を誇りとするわたしたち薩摩川内市民は，
やさしくすれば，心はかよう。
はなしをすれば，だれでもわかる。
考えさえすれば，みちはひらける。
やりさえすれば，かならずできる。
という信条をもって
明るく豊かなまちをつくりまします。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，本市のまちづくりの基本理念，市民の権利と責務，市の責務等を明らかにするとともに，情報共有，協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより，住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。

< 条文の解説 >

ここでは，この条例が何を指し（＝住民自治による自立した地域社会を実現すること），どのような内容が制定されているのかを述べています。

< 用語の解説 >

【地域社会】 一定の地域範囲内においてそこに居住する人びとの間に，生活・文化・意識・利害関心などにわたってなんらかの共通性と共同関係が累積している地域（＝薩摩川内市）

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるとおりとする。

市民 市内に居住し，通勤し，若しくは通学する者又は事業者をいう。

事業者 市内において営利又は非営利を目的とした事業及び活動を行う個人，法人又は団体をいう。

市 議会を除く市の執行機関をいう。

市の執行機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。

まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。

協働 市民及び市が，共通の目標に向かって対等の立場で互いの自主性を尊

重ししながら，協力し合うことをいう。

参画 自らの意思と責任を持って，市が実施する施策，事業等の企画立案から実施，評価に至る過程について市民が関与することをいう。

< 論点 >

3 「まちづくり」の定義は，すべての物事・場合に当てはまるか。

< 条文の解説 >

薩摩川内市自治基本条例の中では，この言葉はこのような意味で使います。ということをお知らせします。これ以外にも，確認すべき重要な言葉が出てきますが，基本的に法律に規定のあるものは法律の規定を適用して，この自治基本条例にはあえて規定しません。

市民 薩摩川内市内に住んでいる人，薩摩川内市内の企業やNPO等で働く人，市内の学校で学んでいる人，それに加えて市内で事業所や店を設けて事業活動をしている人や商売を営んでいる人を指します。

自治に関する様々な活動には，市内の企業や学校，そこに通勤，通学する人たち，また市民活動団体，そこで活動する人たちの協力も不可欠と考えて，「市民」の定義を広くとらえています。

「住民」とは，地方自治法第10条で規定されているとおり，薩摩川内に住所を有している者です。

事業者 市民に含まれますが，ここでは，営利又は非営利を目的とする事業及び活動を行う個人，法人又は団体を指します。公共領域の民営化が進んでいく中で，今後ますます公共的主体としての重要性が増すと考えられることから，別に定義を行いました。

まちづくり 従来考えられていた道路や公園の整備などハード面だけでなく，地域の特性を生かした個性的で魅力ある地域づくり，活力と潤いのある地域社会を実現するために行われるソフト面も含んだ公共的活動のことを指します。

協働 対等性，自主性の尊重，自立性の確保，相互理解といった要素を踏まえ，異なる主体（市民と市）が協力して共通の目標に向かい課題を解決することを指します。

参画 市民が，市が展開する施策，事業等の企画立案（PLAN）から実施（DO），評価（CHECK）に自発的に関与すること指します。

また，参画する行為は，その後のまちづくりに影響を与えるという側面を持ちます。

（まちづくりの基本理念）

第3条 まちづくりは，自らの積極的な意思で市民及び市が一体となって取り組むものとし，それぞれが互いの意見及び立場を尊重し，常に対等な関係を保ち，補完し合い協力して進めていかなければならない。

< 条文の解説 >

まちづくりを行う際の，基本的な考え方を述べています。本市では，協働の理念の下，市民と市が一体となって共にまちづくりを進めていくことを述べています。

この条項がある限り、今後、首長あるいは議会の構成が変わっても「市民と市で協働のまちづくり」に取り組むということが、市政経営の基本ルールとして継続されます。

<用語の解説>

【基本理念】 今後、本市のまちづくりを行う際の基本的な考え方

(この条例の位置付け)

- 第4条 この条例は、本市の自治の基本となる条例として位置付けるものであり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するよう努めなければならない。
- 2 市は、他の条例、規則その他規程の制定改廃、解釈及び運用又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

<論点>

- 4 「この条例の趣旨を最大限に尊重する」という文言をもって、最高規範性が保たれているか。
- 5 市民憲章と自治基本条例との整合性は保たれているか。

<条文の解説>

自治基本条例は、「今後、本市がどのような考えで、どのようなまちづくりを行っていくのか、それに市民の皆さんがどのように関わっていくのか」という市政経営の仕組みと協働・参画のあり方をうたうものであるため、本市の最高規範として位置付け、市民及び市もまちづくりを行う際は、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

また、これから制定される市の他の条例や規則等のもとより、既に制定されている条例等についても自治基本条例の内容を尊重した上で、改正に努めることを規定しました。

第2章 まちづくりの主体

(市民の権利と責務)

- 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有するものとする。参画に当たっては、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 2 市民は、市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するものとする。
- 3 市民は、市民相互間の理解を深め、交流及び連携を行い、より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。

<論点>

- 6 権利の行使の濫用を防ぐ文言を、挿入すべきかどうか。

< 条文の解説 >

ここでは、憲法及び地方自治法に明記されている権利 の範囲内ではありますが、「情報共有」・「協働」・「参画」を推進するために必要と思われる権利を改めて明示してあります。

「まちづくりに参画する権利」は市政と直接結びついていくので、その権利の行使の際は、市民の発言及び言動に責任を持つように責務を課しました。

住民自治の実現にとって、まちづくりの主体である市民が、自ら考え行動するためには、情報共有が必要であるという観点から、市民の「市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利」を保障しました。

市民は、お互いに理解を深め合い、自分の居住している地域や自分が取り組んでいる活動内容だけに固執することなく、より広範に社会貢献活動やボランティア活動など公益性のある市民活動を行うよう明示してあります。

憲法及び地方自治法に明記されている権利とは

自由及び幸福追求に対する権利

人種、信条、性別等により差別されない権利

参政権

属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利

条例の制定改廃請求権

議会の解散請求権 等

< 用語の解説 >

【市民活動】 まちづくりに係る活動であって、市民が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動は除きます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、公益的な活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

< 論点 >

7 市民に含まれながら、更に責務を課すことに問題はないか。

< 条文の解説 >

事業者は、薩摩川内市民に含まれるため、薩摩川内市民同様、まちづくりに参画する権利と責務、市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

しかし、それとは別に、公共領域の民営化が進んでいく中で、今後ますます公共的主体としての重要性が増すと考えられることから、地域社会の発展に寄与するよう明示してあります。

< 用語の解説 >

【公益的な活動】 営利を目的としない、不特定多数の者及び地域社会全体の幸福と利益に役に立てる活動のこと

（市長の責務）

第7条 市長は、市政経営の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し、誠実かつ公正に市政の執行に取り組むとともに、職員の育成に努めなければならない。

< 条文の解説 >

市長は、市民から信託を受けた市政経営の最高責任者として、市民の福祉の増進のために（地方自治法第1条の2）、誠実かつ公正に市政の執行に取り組むこととし、また、市長の補助機関である職員の育成に努めることを明記してあります。

（市の執行機関の責務）

第8条 市の執行機関は、その権限と責任において、誠実かつ公正に職務の執行に取り組まなければならない。

2 市の執行機関は、互いに協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

< 条文の解説 >

組織としての責務を明示しました。それぞれの執行機関には事務分掌があり設置目的等も異なりますので、「その権限と責任において」という限定的な責務を課しました。

ただし、事実上、ひとつの執行機関内で完結する職務は少ないと考え、横断的な対応が取れるよう「互いに協力し、連携しながら」ということを明示していません。

（職員の責務）

第9条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技術等の能力開発及び自己啓発に努め、その知識、技術等を、まちづくりに携わる専門家として必要に応じて市民に還元しなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

< 条文の解説 >

市職員は、市民全体の奉仕者という立場の下で、効率的に職務を遂行しなければなりません。このことは、当然のことですが、改めて明示することにより、職員の自覚を促します。

市職員は、全体の奉仕者、また市長の補助機関として、職務の遂行に必要な知識等の習得に精進し、得た知識等は、まちづくりに常に携わっている専門家（職業人）として、市民のまちづくり活動の場で還元し、活動を支援することを明記してあります。

ただし、公務員としての守秘義務との関係から「必要に応じて」と明示し、全てを提供するわけではないことを示しています。

市職員は、全体の奉仕者という公の立場であるとともに、地域社会の一員であり市民です。そのことを自覚し、地域社会の発展のために、自分もまちづくりの

主体として活動に取り組むことを明示しています。

< 論点 >

8 その他